

## 第30回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会 会議録

日時 平成29年1月19日(木) 午後1時30分から午後4時30分まで  
場所 秦野市役所本庁舎4階 議会第1会議室  
出席者 委員23名中、出席21名(うち代理者4名)  
各市町職員 平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町  
事業者 7事業者

### 【更新申請】

- ・ 特定非営利活動法人野の花ネットワーク(秦野市)
- ・ 特定非営利活動法人オンリーワン(秦野市)
- ・ 特定非営利活動法人外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング(伊勢原市)
- ・ 特定非営利活動法人福祉サービスひまわり(伊勢原市)
- ・ 社会福祉法人松友会(伊勢原市)
- ・ 特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空(二宮町)

### 【新規登録申請】

- ・ 一般社団法人宝命(伊勢原市)

傍聴者 1名

- 1 開会
- 2 新たに委嘱された構成員(以下「委員」という。)の紹介
- 3 会議成立の報告

湘南西部地区福祉有償運送運営協議会設置要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき報告

- (1) 要綱第8条第1項に基づき、委員の過半数により成立
- (2) 要綱第8条第4項に基づき、代理出席を認める(4名)
- (3) 委員総数23名、過半数12名、出席委員21名(代理出席を含む)

### 4 議事

(事務局)

本日の議事につきましては、要綱第8条第2項に基づき、会議録を公開いたします。

それでは、議事に移ります。要綱第6条第3項に「会長は、会務を総理し、協議会を招集し、会議の議長となる。」と規定されています。これからの進行は、この規定に基づき、会長にお願いいたします。

(議長)

まず、議題1「道路運送法第79条の6に基づく更新申請について」です。本日は、6つの事業者から申請があります。

それでは、秦野市に事業所を置く、特定非営利活動法人野の花ネットワーク

の更新申請について、説明をお願いいたします。

**【秦野市より概要説明】**

(議長)

ただいまの特定非営利活動法人野の花ネットワークの申請内容について説明がありました。これより、御質問を受けたいと思います。

御質問のある方は挙手をお願いします。

(委員)

質問なし

(議長)

それでは、これから、採決に向けた話し合いをいたします。

特定非営利活動法人野の花ネットワークの方はいったん御退室ください。

**【特定非営利活動法人野の花ネットワーク 退室】**

(議長)

それでは、特定非営利活動法人野の花ネットワークから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、委員の皆様からの御発言を求めます。どなたかございませんか。

(委員)

発言なし

(議長)

それでは、特定非営利活動法人野の花ネットワークから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、お諮りいたします。

本案件については、運営協議会として協議が調ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。(挙手、全員)

(議長)

賛成全員ですので、特定非営利活動法人野の花ネットワークから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、承認とすることと決しました。

では、特定非営利活動法人野の花ネットワークを入室させてください。

**【特定非営利活動法人野の花ネットワーク 入室】**

(議長)

協議の結果、特定非営利活動法人野の花ネットワークから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請については、承認いたします。

今後の手続きは、事務局である秦野市の指示に従ってください。今日は、お疲れ様でした。

**【特定非営利活動法人野の花ネットワーク 退室】**

(議長)

続いて、秦野市に事業所を置く、特定非営利活動法人オンリーワンの更新申請について、説明をお願いいたします。

**【秦野市より概要説明】**

(議長)

ただいま、特定非営利活動法人オンリーワンの申請内容について説明がありました。

これより、御質問を受けたいと思います。御質問のある方は挙手をお願いします。

(委員)

様式第6号のうち、運行管理責任者について、「資格の種類」が空欄となっています。

乗車定員10人以下の車両を5両以上配置している事業者となりますので、取得している資格内容について説明をお願いします。

(秦野市職員)

運行管理責任者については、道路交通法に基づく「安全運転管理者」の資格を取得していることを確認しています。

御指摘のありました様式第6号の空欄部分については、この資格内容を記入した上で、神奈川運輸支局に提出をするよう指導します。

(議長)

それでは、これから、採決に向けた話し合いをいたします。

特定非営利活動法人オンリーワンの方はいったん御退室ください。

**【特定非営利活動法人オンリーワン 退室】**

(議長)

それでは、特定非営利活動法人オンリーワンから提出された道路運送法第

79条の6に基づく更新申請について、委員の皆様からの御発言を求めます。  
どなたかございませんか。

(委員)

資料の日付が一部空欄になっています。様式第2-2号の申請書以外のものについては、日付が記入された上で協議が諮られるものなので、今後、資料作成時には、この点に気をつけてください。

(委員)

様式第6号のうち、「事故処理連絡体制」における警察署については、事業所所在地を管轄する警察署のみを記入すれば良いのでしょうか。それとも、運送の区域を管轄する警察署すべてを記入する必要があるのでしょうか。

(委員)

特に明確な基準はなく、地域によって違いがあるので、警察署の指示に従って記入してください。

(議長)

それでは、特定非営利活動法人オンリーワンから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、お諮りいたします。

本案件については、運営協議会として協議が調ったとして、資料に日付を記入するという条件を付して、これを承認するという事で、よろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。(挙手、全員)

(議長)

賛成全員ですので、特定非営利活動法人オンリーワンから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、資料に日付を記入するという条件を付して、承認とすることと決しました。

では、特定非営利活動法人オンリーワンを入室させてください。

**【特定非営利活動法人オンリーワン 入室】**

(議長)

協議の結果、特定非営利活動法人オンリーワンから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請については、資料に日付を記入するという条件を付して、承認いたします。

今後の手続きは、事務局である秦野市の指示に従ってください。本日は、お疲れ様でした。

**【特定非営利活動法人オンリーワン 退室】**

(議長)

続いて、伊勢原市に事業所を置く、特定非営利活動法人外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミングの更新申請について、説明をお願いいたします。

**【伊勢原市より概要説明】**

(議長)

ただいま、特定非営利活動法人外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミングの申請内容について説明がありました。

これより、御質問を受けたいと思います。御質問のある方は挙手をお願いします。

(委員)

旅客の名簿のうち、「二、その他」に登録されている2名について、備考欄に記入がありませんので、説明をお願いします。

(特定非営利活動法人外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング)

1名は知的障害者、もう1名は肢体不自由者です。

(委員)

神奈川運輸支局へ提出する際には、知的障害者の区分も記入してください。

それからもう1つ、運送の区域は伊勢原市のみとなっていますが、旅客の名簿には秦野市の方がいます。このことについて説明をお願いします。

(特定非営利活動法人外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング)

この利用者は、伊勢原市内の病院へ通院のみで利用されています。

(委員)

この場合、旅客の発着地いずれかが運送の区域内となっていますので、申請する区域は、伊勢原市のみで問題ありません。

ただし、その利用者が伊勢原市以外の目的地への移動を希望する場合には、区域外となりますので、気をつけてください。

(議長)

それでは、これから、採決に向けた話し合いをいたします。

特定非営利活動法人外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミングの方はいったん御退室ください。

**【特定非営利活動法人外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング 退室】**

(委員)

先程の特定非営利活動法人オンリーワンでの協議と同様に、資料の日付が一部空欄になっています。様式第2-2号の申請書以外のものについては、日付の記入が必要であり、このことを踏まえて協議を諮るものなので、今後、資料作成時には、この点に気をつけてください。

(議長)

それでは、特定非営利活動法人外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミングから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、お諮りいたします。

本案件については、運営協議会として協議が調ったとして、資料に日付を記入するという条件を付して、これを承認するというもので、よろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。(挙手、全員)

(議長)

賛成全員ですので、特定非営利活動法人外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミングから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、承認とすることと決しました。

では、特定非営利活動法人外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミングを入室させてください。

【特定非営利活動法人外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング 入室】

(議長)

協議の結果、特定非営利活動法人外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミングから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請については、資料に日付を記入するという条件を付して、承認いたします。

今後の手続きは、伊勢原市及び事務局の指示に従ってください。本日は、お疲れ様でした。

【特定非営利活動法人外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング 退室】

(議長)

続いて、伊勢原市に事業所を置く、特定非営利活動法人福祉サービスひまわりの更新申請について、説明をお願いいたします。

【伊勢原市より概要説明】

(議長)

ただいま、特定非営利活動法人福祉サービスひまわりの申請内容について説

明がありました。

これより、御質問を受けたいと思います。御質問のある方は挙手をお願いします。

(委員)

質問なし

(議長)

それでは、これから、採決に向けた話し合いをいたします。

特定非営利活動法人福祉サービスひまわりの方はいったん御退室ください。

**【特定非営利活動法人福祉サービスひまわり 退室】**

(議長)

それでは、特定非営利活動法人福祉サービスひまわりから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、委員の皆様からの御発言を求めます。どなたかございませんか。

(委員)

発言なし

(議長)

それでは、特定非営利活動法人福祉サービスひまわりから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、お諮りいたします。

本案件については、運営協議会として協議が調ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。(挙手、全員)

(議長)

賛成全員ですので、特定非営利活動法人福祉サービスひまわりから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、承認とすることと決しました。

では、特定非営利活動法人福祉サービスひまわりを入室させてください。

**【特定非営利活動法人福祉サービスひまわり 入室】**

(議長)

協議の結果、特定非営利活動法人福祉サービスひまわりから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請については、承認いたします。

今後の手続きは、伊勢原市及び事務局の指示に従ってください。本日は、お

疲れ様でした。

【特定非営利活動法人福祉サービスひまわり 退室】

(議長)

続いて、伊勢原市に事業所を置く、社会福祉法人松友会 移動サービスみつばちの更新申請について、説明をお願いいたします。

【伊勢原市より概要説明】

(議長)

ただいま、社会福祉法人松友会 移動サービスみつばちの申請内容について説明がありました。

これより、御質問を受けたいと思います。御質問のある方は挙手をお願いします。

(委員)

運送の区域に秦野市が含まれていますが、旅客の名簿に秦野市の方がいません。

(委員)

秦野市への移動を希望する利用者はいるのでしょうか。

(社会福祉法人松友会 移動サービスみつばち)

いません。

(委員)

いないのであれば、今回の更新申請において、運送の区域から秦野市を削除してください。

そして、再び秦野市が必要となる場合には、次回以降の運営協議会に諮り、承認を得た後に変更登録申請を行うこととなります。

それからもう1つ、申請者名が事業所の名称となっています。福祉有償運送の事業者登録は、登記上の名称である「社会福祉法人松友会」となりますので、訂正をしてください。

(議長)

それでは、これから、採決に向けた話し合いをいたします。

社会福祉法人松友会 移動サービスみつばちの方はいったん御退室ください。



**【社会福祉法人松友会 移動サービスみつばち 退室】**

(議長)

それでは、社会福祉法人松友会 移動サービスみつばちから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、委員の皆様からの御発言を求めます。どなたかございませんか。

(委員)

発言なし

(議長)

それでは、社会福祉法人松友会 移動サービスみつばちから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、お諮りいたします。

本案件については、運営協議会として協議が調ったとして、申請者名を登記上の法人名とすること及び運送の区域から秦野市を削除するという条件を付して、これを承認するというので、よろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。(挙手、全員)

(議長)

賛成全員ですので、社会福祉法人松友会 移動サービスみつばちから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、申請者名を登記上の法人名とすること及び運送の区域から秦野市を削除するという条件を付して、承認とすることと決しました。

では、社会福祉法人松友会 移動サービスみつばちを入室させてください。

**【社会福祉法人松友会 移動サービスみつばち 入室】**

(議長)

協議の結果、社会福祉法人松友会 移動サービスみつばちから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請については、申請者名を登記上の法人名とすること及び運送の区域から秦野市を削除するという条件を付して、承認いたします。

今後の手続きは、伊勢原市及び事務局の指示に従ってください。本日は、お疲れ様でした。

**【社会福祉法人松友会 移動サービスみつばち 退室】**

(議長)

続いて、二宮町に事業所を置く、特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空の更新申請について、説明をお願いいたします。

## 【二宮町より概要説明】

(議長)

ただいま、特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空の申請内容について説明がありました。

これより、御質問を受けたいと思います。御質問のある方は挙手をお願いします。

(委員)

旅客の名簿のうち、「入会年月日」の一部に誤りがありますので、訂正してください。

それからもう1つ、要支援認定者の会員が多く含まれていますが、総合事業に移行された方はいるのでしょうか。

(特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空)

二宮町では、本年3月から総合事業に移行することになりますので、今回は現行の取扱いに基づき申請します。

(委員)

会員のうち、「その他」の方の説明をお願いします。

(特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空)

この方は、県西地区に在住の会員で、県西地区内で移動利用しています。

(議長)

それでは、これから、採決に向けた話し合いをいたします。

特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空の方はいったん御退室ください。

## 【特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空 退室】

(議長)

それでは、特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、委員の皆様からの御発言を求めます。どなたかございませんか。

(委員)

発言なし

(議長)

それでは、特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、お諮りいたします。

本案件については、運営協議会として協議が調ったとして、旅客の名簿に記載されている「入会年月日」の一部を訂正するという条件を付して、これを承認するという事で、よろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。(挙手、全員)

(議長)

賛成全員ですので、特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、旅客の名簿に記載されている「入会年月日」の一部を訂正するという条件を付して、承認とすることと決しました。

では、特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空を入室させてください。

**【特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空 入室】**

(議長)

協議の結果、特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請については、旅客の名簿に記載されている「入会年月日」の一部を訂正するという条件を付して、承認いたします。

今後の手続きは、二宮町及び事務局の指示に従ってください。本日は、お疲れ様でした。

**【特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空 退室】**

(議長)

次に、議題2「道路運送法第79条の2に基づく新規登録申請について」です。

本日は1つの事業者から申請があります。

それでは、伊勢原市に事業所を置く、一般社団法人宝命の新規登録申請について、説明をお願いいたします。

**【伊勢原市より概要説明】**

(議長)

ただいま、一般社団法人宝命の申請内容について説明がありました。

これより、御質問を受けたいと思います。御質問のある方は挙手をお願いします。

(委員)

利用料金のうち、「運送の対価以外の料金」について、どのように決めたのか説明をお願いします。

(一般社団法人宝命)

インターネットで公開されている他事業者の利用料金を参考にしました。

ただし、添乗料金については、要介護4、5の利用者が多く、ヘルパー又は看護師の添乗を求められることもあると考え、その人件費相当額を設定しました。

(委員)

この「運送の対価以外の料金」については、湘南西部地区内の事業者でも高い設定です。

(委員)

すべて項目で利用回数ごとに設定され、短い距離での利用ほど高く支払うことになる料金体系です。

それからもう1つ、福祉車両利用料金について、申請書における車両の種類は福祉車両のみとなっていますが、セダン車両を使用することはありませんか。

(一般社団法人宝命)

現状では、福祉車両のみの使用となります。

(委員)

そうすると、利用のたびに必ず福祉車両料金が加算され、利用者にとっては選択の余地のない状態となりますので、見直しが必要です。

また、添乗料金についても、利用回数ごとの設定ということもあり、神奈川県内の事業者でも高い設定です。

(議長)

それでは、これから、採決に向けた話し合いをいたします。一般社団法人宝命の方はいったん御退室ください。

#### 【一般社団法人宝命 退室】

(議長)

それでは、一般社団法人宝命から提出された道路運送法第79条の2に基づく新規登録申請について、委員の皆様からの御発言を求めます。どなたかございませんか。

(委員)

「運送の対価以外の料金」については、湘南西部地区内の事業者でも高い設定です。

(委員)

「運送の対価以外の料金」の妥当性については、この運営協議会において実費の範囲内であることを立証し、承認されれば、神奈川運輸支局での審査においてもそのように判断します。

しかし、今回は、すべて利用回数ごとの設定であり、距離に応じた利用者負担に差が出ませんので、公平性に問題があるのではないかと思います。

神奈川県内においても、時間制を採用している他事業者もありますので、このような事例を参考に検討していただけたらと思います。

(委員)

「運送の対価」についても、2キロメートル以内の複数乗車の場合、タクシー料金の概ね2分の1の範囲を大きく上回っています。

(委員)

福祉有償運送制度は、タクシー事業者では運営できない部分について、特定非営利活動法人などの非営利団体が低料金で運営し、相互に補完し合うことで、地域内の移動支援体制を構築していくものです。

今回の申請に限らず、新規事業者については、まずはこの趣旨を理解してもらう必要があると思われます。

(伊勢原市職員)

今回の申請に当たり、一般社団法人宝命とは事前に調整をしました。

その中で、介助料金については、湘南西部地区内で1,000円を超える事業者はいないこと、そして添乗料金についても、介助料金と併記して設定している事業者はいないことを説明しています。

(議長)

色々と意見がありますが、協議を諮るに当たり、条件を付して承認すべきか、再申請をすべきか、皆様の意見をお願いします。

(委員)

条件を付すにしても、具体的な金額を提示できる状況ではないと思われます。

(議長)

そうすると、再申請でしょうか。

(委員)

伊勢原市と事前に調整をした上で、このような議論となっており、ここですぐに具体的な金額を提示することは難しいと思います。

利用料金だけでなく、趣旨の理解や車両の配置など、全体を通して再検討する必要があるのではないのでしょうか。

(委員)

「運送の対価以外の料金」が実費の範囲内であることを立証する資料がないため、今回の運営協議会では適正性の判断ができません。

従って、今回は再申請とし、次回以降の運営協議会で、その積算根拠も資料として提出していただくのはいかがでしょうか。

中でも、利用者44名に対して2台の車両しかない点で、本当に運送を行いきれるのか不安がありますし、また、申請者は訪問看護ステーションを運営しており、旅客は訪問看護ステーションの利用者と思われるため、申請者以外の運送サービスを選択する余地があるのかという点でも不透明であり、私ももう少し時間をかけて再検討する必要があると感じています。

(委員)

新規事業者ということで、実費の範囲内であることの立証が難しいのであれば、最初は湘南西部地区内の事業者の利用料金を参考に設定し、実績を重ねた上で見直していくという方法もあります。

(委員)

介護の程度が低い利用者についても、福祉車両を使用せざるを得ない状況になっていることが気になります。

資料では「旅客の申し出により」と記載されていますが、福祉車両を希望していないのに使用する場合の取扱いについて、再申請となるのであれば、次回以降の運営協議会で説明をお願いします。

(委員)

皆様から多くの意見があり、申請内容全体を見直す必要があると感じています。

まず、申請者には、伊勢原市の指導のもと、制度の趣旨や内容をよく理解して、再申請をしていただきたいと思います。

(委員)

今回の内容を承認して、利用者に何か問題が生じた場合には、この運営協議会の鼎の軽重が問われることとなりますので、運営の妥当性について、伊勢原市とよく調整をして見直していただきたいと思います。

(議長)

皆様の意見をまとめますと、運営内容について伊勢原市とよく調整をしてから再申請をするということになると思いますが、本案件については、申請者にそのように伝えてよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。(挙手、全員)

(議長)

賛成全員ですので、一般社団法人宝命から提出された道路運送法第79条の2に基づく新規登録申請について、再申請とすることと決しました。

では、一般社団法人宝命を入室させてください。

**【一般社団法人宝命 入室】**

(議長)

協議の結果、一般社団法人宝命から提出された道路運送法第79条の2に基づく新規登録申請については、利用者44名に対して車両が2台しかないこと、福祉車両しかないこと、利用料金の一部が高額であることなど、見直しが必要となる部分が多くあることから、伊勢原市とよく調整をして再申請をしていただくようお願いします。

(議長)

委員の皆様には、長時間審議をしていただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、第30回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会を閉会します。